

小児慢性特定疾患に係る新たな医療費助成の制度

(別紙)

☆新たな医療費助成における自己負担限度額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (() 内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合 における年収の目安)		自己負担限度額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
			原則			既認定者(経過措置3年)		
			一般	重症※	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0		0	0	0	0
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得 I (~80万円)	1,250	1,250	500	1,250	1,250	500
III		低所得 II (80万円超~)	2,500	2,500		2,500		
IV	一般所得 I : 市町村民税課税以上 約7.1万円未満 (約200万円~約430万円)		5,000	2,500		2,500	2,500	
V	一般所得 II : 市町村民税 約7.1万円以上約25.1万円未満 (約430万円~約850万円)		10,000	5,000		5,000		
VI	上位所得 : 市町村民税約25.1万円以上 (約850万円~)		15,000	10,000		10,000		
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし		

※重症 : ①高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、
②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。